

令和7年度 冬季巡回型 めむろ☆未来ミーティング



1 開 会

2 町長あいさつ

3 町からの説明事項

- ・芽室公園 Park-PFI、
都市公園ストック再編計画について
- ・新嵐山スカイパークについて

資料 1・2

資料 3

4 意見交換

5 閉 会

参加者ご意見フォーム



1月23日（金）まで
入力を承ります

芽室公園 Park-PFI 事業について

1 芽室公園 Park-PFI 事業の概要

本町唯一の総合公園である芽室公園については、「(仮称)芽室公園再整備構想」を策定することとしており、芽室公園内(約 20ha)において、飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理とその周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理許可制度(Park-PFI)」を導入し、官民連携により新たな公園整備を行い、公園利用者の利便性の向上、新たな誘客による消費喚起、地域内経済循環に取り組みます。

公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

国土交通省

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

都市公園

民間が収益施設から得られる収益を活用して、公共部分を一體的に整備

従前

公的資金	民間資金
------	------

新制度

公的資金	収益を充当	民間資金
------	-------	------

交付金による支援（要件あり）

都市開発資金の貸付

都市公園法の特例

- ① 設置管理許可期間
最長10年を20年まで延長可能に
- ② 建べい率
公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に（通常2%を参酌）
- ③ 占用物件
自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側	公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される
事業者側	法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる
公園利用者側	公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

2 公募概要

(1)公募対象公園施設

飲食店、売店等の公園施設であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図ることとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効と認められるもの。

◎提案を求める施設

- ・必須提案施設…モンベルショップ及びビジターセンター(施設整備後、町が借り上げる想定)
- ・自由提案施設…飲食店または小売店等の便益施設

(2)特定公園施設

園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。

◎提案を求める施設

・必須提案施設…駐車場

・任意提案施設…園路、広場等を含むすべての公園施設が対象

◎町の負担

特定公園施設については、国の補助金の活用を予定しており、1割以上を民間事業者が負担し、町の実質負担(町の負担から国の補助金及び財源措置のある起債を控除した実質負担)の上限を500,000千円とする。(特定公園施設については、民間事業者からの提案のため、町の負担の上限額を示したうえで、より魅力的な提案を求める。)

3 選定結果(事業者及び提案内容)

民間事業者から提案を受け付け、12月下旬に民間事業者から提出された公募設置等計画(どういった事業を実施するかといった提案書類)の審査を行い、次の民間事業者の提案を選定しました。(審査にあたっては、民間の有識者と町職員で構成する選定委員会を設置しました。)

- ①選定された事業者 芽室公園つなぐパートナーズ
代表企業:大和リース(株)北海道支店
構成企業:(株)オカモト、芽室ビル管理(株)、宮坂建設工業(株)、
鍵谷建設(株)、(株)アトリエブンク、(株)創造設計舎
- ②提案内容 (必須)モンベルショップ、ビジターセンター(飲食・休憩・交流スペースを備える)、駐車場(イベント広場を備える)
(任意)イベント広場、屋内遊戯施設、飲食・休憩・交流スペース
- ③町の負担
・整備時の負担 モンベルショップ、ビジターセンター なし
駐車場、屋内遊戯施設 約500,000千円
・整備後の実質負担 モンベルショップ、ビジターセンター 約70,000千円／年
→(歳出)
借上料、定期メンテナンス費用(屋根・壁塗装や設備の更新)、法定点検等の負担を含めることで、費用を平準化している。
(歳入)
町が所有していないため、固定資産税や公園使用料といった町の新たな収入や、モンベル社の法人税、新たな雇用創出による個人住民税など
屋内遊戯施設(指定管理) 約36,000千円
- ④経済波及効果シミュレーション(町独自推計) 約7億円／年

※上記は提案内容による負担の目安であり、町の負担軽減のため、国の交付金活用などを検討中。

提案イメージ（令和10年4月頃オープン）





芽室町都市公園ストック再編計画について

1 芽室町都市公園ストック再編計画とは

公園施設について、各地区の人口構成やニーズを踏まえた、新たな利活用を目的に機能の再編を図り、今後の各公園のあり方について定める計画です。

2 計画策定の背景

町には、昭和 50 年代を中心に整備した大小合わせて 52箇所の公園・緑地があります。

しかし、時間の経過とともに公園施設の老朽化が進んでいるほか、少子高齢化や厳しい財政状況など、町をとりまく環境も大きく変わってきました。

そこで、町では、今の公園をそのまま再整備するのではなく、公園の配置や役割を見直しながら、地区の特性に応じた公園整備を進めるための計画を策定します。

3 公園再編のイメージ

公園機能の再編パターンとして、公園や周辺の状況、年齢層などをもとに、『交流型』、『子ども型』、『高齢者型』、『休養型』、『緑地型』の5種類のタイプを想定しています。



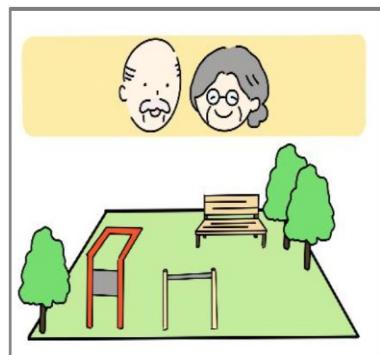
【交流型】↑

多世代が活用できるようある程度面積のある公園。スポーツ施設なども交流型に配置する。



【子ども型】↑

周囲に学校や子育て関連施設があつたり、低年齢層の多い公園は児童公園とする。



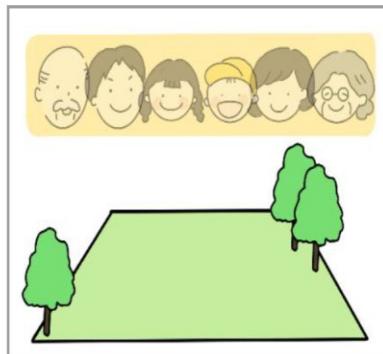
【高齢者型】↑

周囲に高齢福祉施設があつたり、高齢者層が多い公園は憩いと運動機能のある公園とする。



←【休養型】

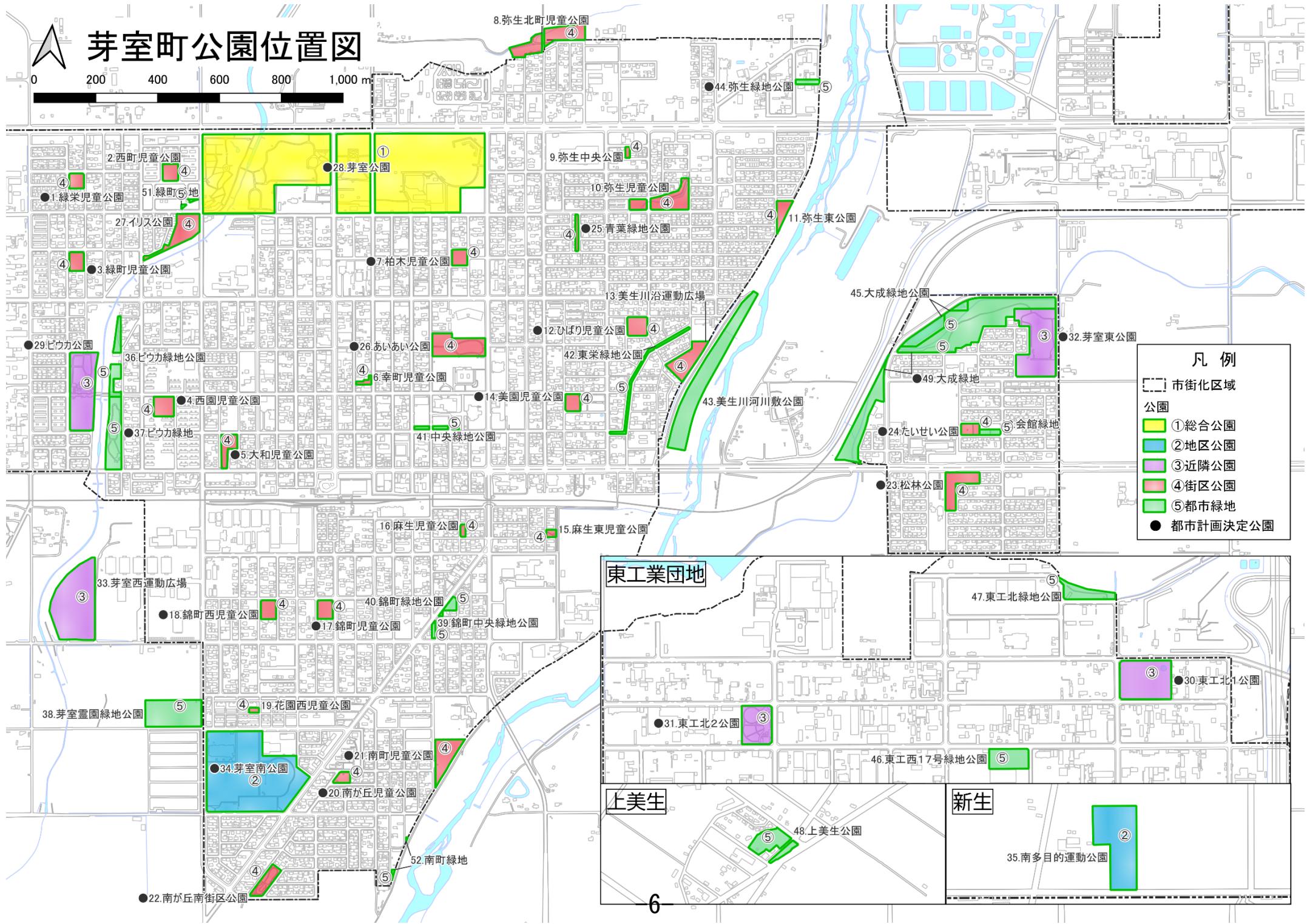
他公園に機能が集約され、オープンスペースが残る場合は、憩いの広場型の公園とする。



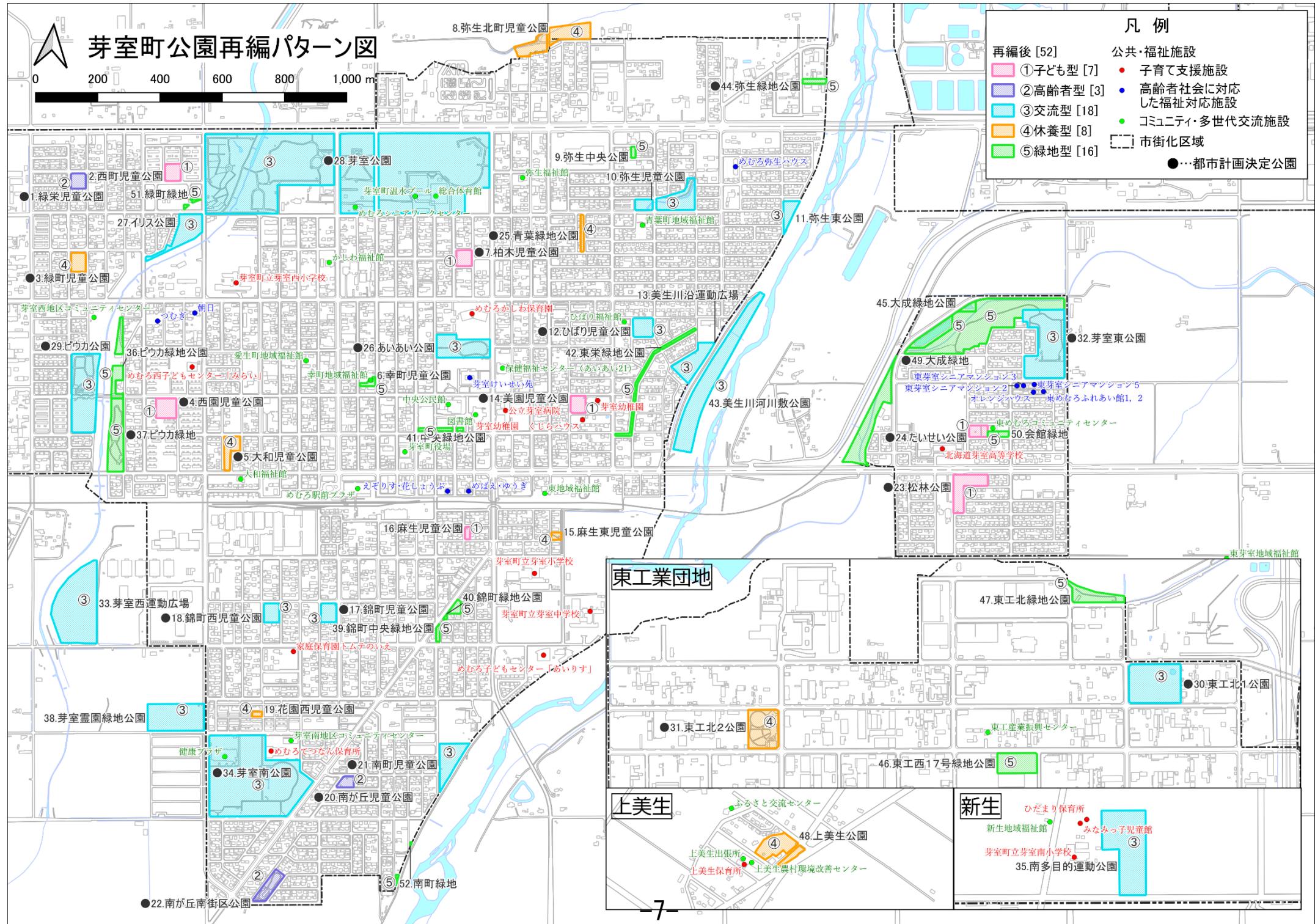
←【緑地型】

緩衝緑地帯として設置されていたり、樹林地、植林地として設定されている場合は緑地型の公園とする。

茅室町公園位置図



茅室町公園再編パターン図



新嵐山スカイパーク再生基本計画(案)について

1 基本計画の目的

新嵐山スカイパークは、「芽室町新嵐山スカイパーク設置条例」に基づき、「町民の健全なレクリエーションと健康の増進及び観光の振興」を目的として設置されており、国民宿舎新嵐山荘、メムロスキーフィールド、新嵐山キャンプ場、新嵐山展望台等の施設があり、町内外から多くの方に利用されていましたが、指定管理者である第三セクター「めむろ新嵐山株式会社」の経営破綻により、令和5年10月に営業を停止し、施設の利用を休止しました。

町は、新嵐山スカイパークの再生に向け、「新嵐山スカイパークのあり方の骨格」(令和5年度)及び「新嵐山スカイパークのグランドデザイン(全体的な構想)」(令和6年度)を策定するとともに、「新嵐山スカイパーク再生基本構想」(令和7年度)により新嵐山スカイパークの再生に向けた基本方針及び整備方針を明らかにしました。

これらに基づき、新嵐山スカイパーク再生基本計画においては、新嵐山スカイパークの施設や設備の老朽化への対応、実施する施設整備や概算事業費等を明らかにします。

2 全体再整備計画

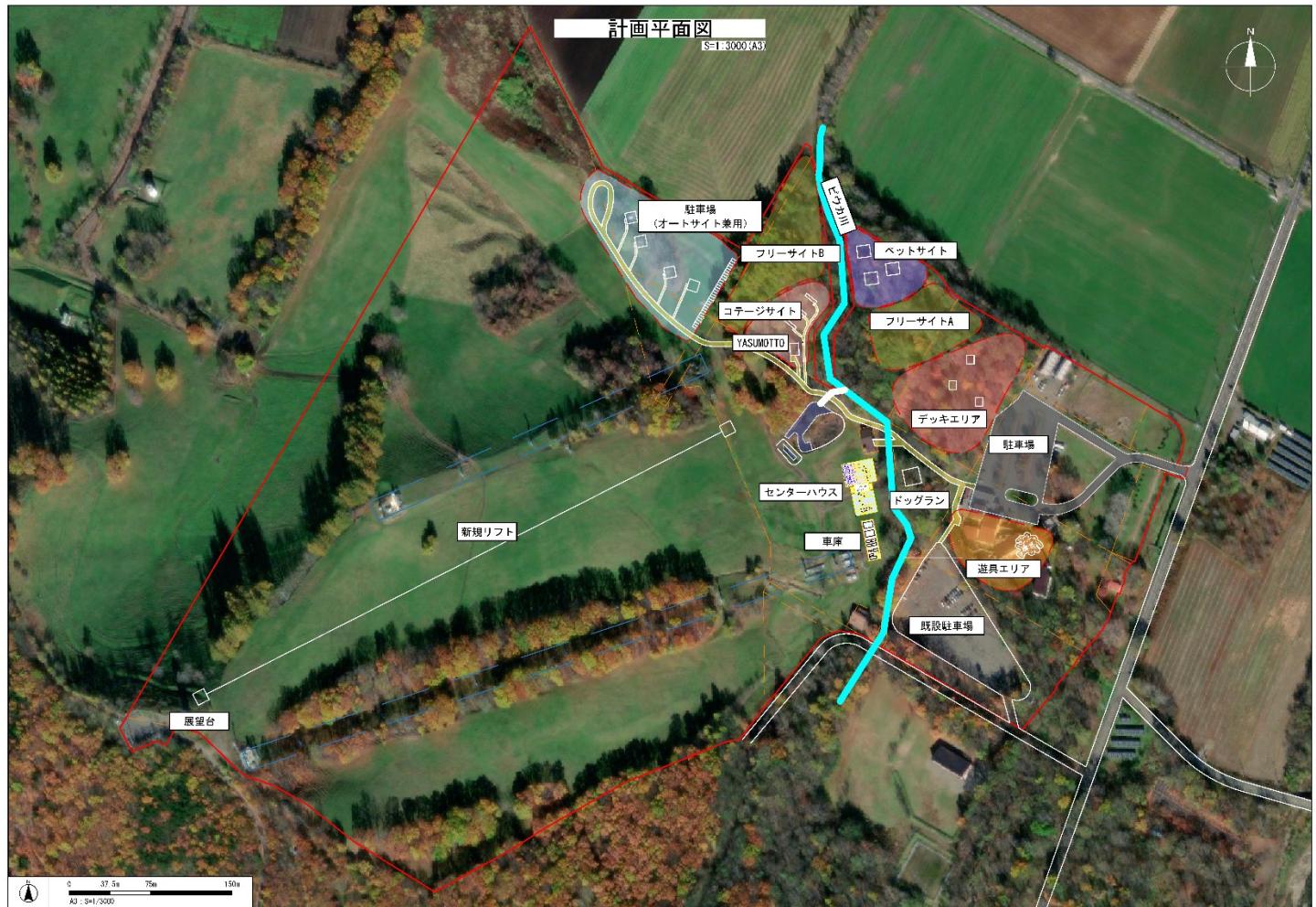
基本構想で定めた基本方針及び整備方針に基づき、新嵐山スカイパークの再生に向けた全体再整備計画を次のとおりまとめました。

基本方針…①優先度の明確化と町財政の負担軽減及び運営の効率化、②安全・安心な施設、
③安定的な施設運営

施設名	整備内容
屋外遊具・ドッグラン	屋内遊戯施設を整備せず、アスレチック機能を重視した屋外遊具を整備する屋外遊具エリアとともにドッグランを整備する
キャンプ場	オートサイト、フリーサイト、ペットサイト、コテージサイトを整備する
スキー場ロッジ (センターハウス)	事務所・受付(夏…キャンプ、冬…スキー)、スキーパトロール、レンタル、スキースクール、更衣室、飲食・休憩スペース、売店等を整備する 整備にあたっては一般利用者、スキーヤーの動線を明確化する
スキー場リフト	第1リフトA線・B線、第2リフトを1本に統合し、更新する リフトの夏季運行を想定する
展望台	現在の展望台を活かしつつ、リフトの夏季運行を見込み、頂上に滞在する機能を検討する

3 全体配置計画

全体再整備計画に基づき、整備を行う施設の配置及びリフト統合のイメージをまとめました。
配置イメージ



リフト統合イメージ



4 概算事業費

基本計画に基づく概算施設整備費及び概算運営費を算出しました。

なお、概算事業費については、活用可能な国の制度、交付税措置のある起債などを活用し、町の実質的な負担を算出します。

①概算施設整備費(整備費用及び既存施設解体費)

単位:千円

施設名	総事業費(A)	補助金 (B) (A)×1/2	交付税措置(C) (起債償還に対する)	町負担 (A)-(B)-(C)
屋外遊具 ドッグラン	35,700	17,850	14,280	3,570
キャンプ場	181,000	90,500	72,400	18,100
スキー場 ロッジ	1,666,500	833,250	666,600	166,650
スキー場 リフト	450,000	225,000	180,000	45,000
展望台	80,000	40,000	32,000	8,000
合計	2,413,200	1,206,600	965,280	241,320

既存施設解体

国民宿舎、 旧管理棟等	550,000	0	440,000	110,000
合計				
合計	2,963,200	1,206,600	1,405,280	351,320

基本計画における公園施設整備(既存施設の解体含む)に係る町の負担は 351,320千円

(起債償還期間を10年とした場合の年間の負担は 35,132千円／年)

②概算運営費

概算運営費は令和8年度以降の指定管理委託料の基準額を基に、施設整備後の新嵐山スカイパークの運営費(町負担)を算出します。

歳出…(増)キャンプ場、遊具、ドッグラン等の管理運営費 (減)リフト運営費(統合による)

歳入…(増)キャンプ場使用料、リフト使用料(夏季運行による)

上記により

基本計画における概算運営費の町負担(歳出-歳入)は 53,591千円／年

(参考 令和3～5年度指定管理委託料 53,495千円／年)

5 事業スケジュール

基本計画の推進スケジュールを整理しました。

1 既存施設

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	新嵐山荘	解体	設計		工事着工・完了		
2	旧管理棟 フォレストハウス	解体	設計			工事着工・完了	

2 都市公園における公園施設整備

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	屋外遊具・ドッグラン	整備	長寿命化計画			設計	工事着工・完了・オープン
2	キャンプ場	再整備	長寿命化計画		設計	工事着工・完了	オープン
3	スキーコロッジ	再整備	長寿命化計画	設計	工事着工	工事完了・オープン	
4	スキーフリフト	更新	長寿命化計画	設計	工事着工	工事完了・オープン	
5	展望台	長寿命化	長寿命化計画		設計	工事着工・完了・オープン	

3 都市公園エリア外(民間活用ゾーン)

	施設名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1	第3駐車場及び 旧オートキャンプ場	民間活用		サウンディング調査	公募		